

六

別紙衆議院議長奏上の文化功労者年金

| | | |
|--------|--------|--------------|
| 大橋国務大臣 | 廣川国務大臣 | 内閣官房長官 |
| 池田国務大臣 | 横尾国務大臣 | 内閣官房副長官 |
| 天野国務大臣 | 山崎国務大臣 | 内閣總理大臣官房総務課長 |
| 黒川国務大臣 | 田村国務大臣 | 総理府事務官 |
| 周東国務大臣 | | |

文甲 第一四号

案

昭和二十六年三月三十日

決議定義昭和二十六年三月三十日 施行昭和二年五月一日

上奏昭和二十六年四月二日

昭和二年五月一日

公布昭和二十六年四月三日

内閣總理大臣手

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣總理大臣官房総務課長

総理府事務官

525

法公布の件は、奏上のとおり公布を奏請
することとした。――

文化功勞者年金法をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年四月三日

內閣總理大臣

法律第二百三十五号

(奏上のとおり。)

大藏大臣

內閣總理大臣

文化功労者年金法の公布する事といた一につい

文化功労者年金法をノムに公布す

御名 聞

昭和二十六年三月三十一日

文書 大臣
大臣 大臣

(奏文の文書)

国会は文化功労者年金法の公布を奏上いたします。

昭和二十六年三月三十一日

衆議院議長 林 讓治



衆議院事務総長大池 真



文化功労者年金法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、學術、芸術その他文化の^{向上}發達に關し特に功績顯著な者（以下「文化功労者」という。）に年金を支給し、これを顯彰することを目的とする。

（文化功労者選考審査会）

第二條 文部省に文化功労者選考審査会を置く。

2 文化功労者選考審査会は、文部大臣の諮問に応じ、文化功労者の候補者の選考に関する事項を調査審議する。

（委員）

第三條 文化功労者選考審査会は、十人の委員をもつて組織する。

2 委員は、學術、藝術その他文化に關し高い識見を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

(委員の任期)

第四條 委員の任期は、一年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五條 文化功労者選考審査会に会長、副会長各一人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、文化功労者選考審査会の会務を總理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

- 4 会長及び副会長の任期は、一年とする。但し、会長又は副会長が欠けた場合の後任の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会長及び副会長は、再任されることができる。

(組織及び運営の細目)

第六條 前四條に定めるもののほか、文化功労者選考審査会の組織及び運営の細目については、政令で定める。

(文化功労者の決定)

第七條 文化功労者は、文化功労者選考審査会が選考した者のうちから、文部大臣が決定する。

(年金)

第八條 文化功労者には、終身、年金五十万円を支給する。

2 前項の規定による年金の支給方法については、政令で定める。

附 則

四

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 文化功労者選考審査会の最初の任命に係る委員のうち半数の者の任期は、第四條第一項の規定にかかわらず、一年とする。
- 3 前項の規定により任期を一年とする委員は、くじで定める。

4.2 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項第一号を同項第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 文化功労者年金法(昭和二十六年法律第百三十五号)に基き文化功労者の選考その他の文部省に属せしめられた事務を処理すること。

第二十四條第一項中

種

類

目

的

を

| 種 類 | 目 | 的 |
|------------|---|-------|
| 文化功労者選考審査会 | 文部大臣の諮問に応じて文化功労者の候補者の選考に関する事項を調査審議すること。 | に改める。 |

| | | | |
|----------------|--|--------------|--------------|
| 昭和二十六年三月一日 | | 内閣官房長官 | 内閣總理大臣官房總務課長 |
| 内閣官房副長官 | | 内閣總理大臣官房總務課長 | |
| 内閣總理大臣 | | 法務總裁 | |
| 林 国務大臣 | | 黒川 国務大臣 | 田村 国務大臣 |
| 大橋 国務大臣 | | 広川 国務大臣 | 周 聰 国務大臣 |
| 池田 国務大臣 | | 横尾 国務大臣 | 保利 国務大臣 |
| 天野 国務大臣 | | 増田 国務大臣 | 國務大臣 |
| 山崎 国務大臣 | | 國務大臣 | 國務大臣 |
| 別紙 文部大臣請議文化功勞者 | | 年金法案 | |

を審査したが、右は請議のよう閣議決定の上、
国会に提出せられてよいと認める。

法律案

呈案附箋の通り

文化功労者年金法案

右

国会に提出する。

昭和二十六年三月十三日參へ

内閣總理大臣

この法律公布の際の署名大臣は、次の通りとすること。

大蔵大臣
文部大臣
内閣總理大臣

文

部

省

三月三日
文第一二号

文人第一六一號

昭和廿六年一月二日

文部大臣 天野貞祐

内閣總理大臣 吉田茂殿

請 議

文化功勞者年金法を制定する必要があるので別紙法律案および理由を添えて閣議を求めます。

文甲一四

文化功労者年金法

(この法律の目的)

オ一条 この法律は、学術、芸術その他文化の発達に關し特に功績顯著を者（以下「文化功労者」という。）に年金を支給し、これを顕彰することを目的とする。

(文化功労者選考審査会)

オ二条 文部省に文化功労者選考審査会を置く。

2 文化功労者選考審査会は、文部大臣の諮問に応じ、文化功労者の候補者の選考に関する事項を調査審議する。

(委員)

オ三条 文化功労者選考審査会は、十人の委員をもつて組織する。

2 委員は、学術、芸術その他文化に關し高い識見を有する者の中から、文部大臣が任命する。

(委員の任期)

オ四条 委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

オ五条 文化功労者選考審査会に会長、副会長各一人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、文化功労者選考審査会の会務を總理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理

し、会長が欠員のときはその職務を行う。

4 会長及び副会長の任期は、一年とする。但し、会長又は副会長が欠けた場合の後任の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会長及び副会長は、再任されることができる。

(組織及び運営の細目)

オ六条 前四条に定めるもののほか、文化功労者選考審査会の組織及び運営の細目については、政令で定める。

(文化功労者の決定)

オ七条 文化功労者は、文化功労者選考審査会が選考した者の中から、文部大臣が決定する。

(年金)

オ八条 文化功労者には、終身、年金五十万圓を支給する。

2 前項の規定による年金の支給方法については、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 文化功労者選考審査会の最初の任命に係る委員のうち半数の者の任期は、オ四条オ一項の規定にかかるず、一年とする。

3 前項の規定により任期を一年とする委員は、くじで定める。

4 文部省設置法(昭和二十四年法律オ百四十六号)の一部を次のよう
に改正する。

オ七条オ二項オ一号を同項オ一号の二とし、同号の前に次の一号を

加える。

一 文化功労者年金法（昭和二十六年法律第百二十五号）に基き文化功労者の選考その他文部省に属せしめられた事務を処理すること。
オ二十四条オ一項中、

| 種類 | 種類 | 的 |
|------------|---|----|
| 文化功労者選考審査会 | 文部大臣の諮問に応じて文化功労者の候補者の選考に関する事項を調査審議すること。 | き、 |

、改める。

理由

学術、芸術その他文化の発達に關し特に功績顯著な者に文化功労者として年金を支給し、これを顕彰する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

化功労者年金法（昭和二十六年法律第百二十五号）に基き文化

者の選考その他文部省に属せしめられた事務を処理すること。

四条オ一項中、――――――――――――――――――――――――――――

| 類 | 目 | 的 |
|---------------|---|----|
| 文化功労者選 審査会 | 文部大臣の諮問に応じて文化功労者の候 補者の選考に関する事項を調査審議する こと。 | き、 |

理由

その他の文化の発達に關し特に功績顯著な者に文化功労者とし
て給し、これを顕彰する必要がある。これが、この法律案を提
出である。

上記空欄該筆者と
記入せり
該局意見付